

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月10日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公 代

岩手県公安委員会規則第2号

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																											
(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察本部長委任事項) 第2条 警察本部長に委任する事項は、次のとおりとする。																											
<table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）</td><td>申出をした者への通知</td></tr><tr><td>第5条第9項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		事務の種類	内容	[略]		ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]	第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	申出をした者への通知	第5条第9項	[略]	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第5条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）</td><td>禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知</td></tr><tr><td>第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）</td><td>禁止命令等に係る申出をした者への通知</td></tr><tr><td>第5条第9項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>		事務の種類	内容	[略]		ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]	第5条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）	禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知	第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	禁止命令等に係る申出をした者への通知	第5条第9項	[略]	[略]	
事務の種類	内容																												
[略]																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]																												
第5条第6項及び第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	申出をした者への通知																												
第5条第9項	[略]																												
[略]																													
事務の種類	内容																												
[略]																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]																												
第5条第6項（同条第10項において準用する場合を含む。）	禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知																												
第5条第7項（同条第10項において準用する場合を含む。）	禁止命令等に係る申出をした者への通知																												
第5条第9項	[略]																												
[略]																													
(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。		(警察署長委任事項) 第3条 警察署長に委任する事項は、次のとおりとする。																											
<table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第5条第6項及び第7項</td><td>申出をした者への通知</td></tr><tr><td>第13条第2項</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>		事務の種類	内容	[略]		ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]	第5条第6項及び第7項	申出をした者への通知	第13条第2項	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>事務の種類</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第5条第6項</td><td>禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知</td></tr><tr><td>第5条第7項</td><td>禁止命令等に係る申出をした者への通知</td></tr><tr><td>第13条第2項</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>		事務の種類	内容	[略]		ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]	第5条第6項	禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知	第5条第7項	禁止命令等に係る申出をした者への通知	第13条第2項	[略]				
事務の種類	内容																												
[略]																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]																												
第5条第6項及び第7項	申出をした者への通知																												
第13条第2項	[略]																												
事務の種類	内容																												
[略]																													
ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行に関する事務	[略]																												
第5条第6項	禁止命令等に係る違反行為の相手方への通知																												
第5条第7項	禁止命令等に係る申出をした者への通知																												
第13条第2項	[略]																												
備考 改正部分は、下線の部分である。																													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。